ソフトウェアライセンス契約

重要事項（よくお読みください）

本契約は、本ソフトウェア（下記第１条に規定）に関するお客様の所属する団体（所属企業等）（以下、「貴社」という。）とルネサスエレクトロニクス株式会社（以下、「弊社」という。）との間の法的合意です。本契約に同意するお客様は、貴社を代表して本契約を締結し、それにより貴社が当該契約に法的に拘束されることを承諾の上、本契約を締結する意思表示を行ったこととなります。貴社は、「同意します」ボタンをクリックすることにより、又はインストール、複製若しくはその他の本ソフトウェアの使用により、下記の無保証条項及び解除条項も含めて、本契約所定の条件に拘束されることに同意するものとします。貴社が本契約所定の条件に同意しない場合、本ソフトウェアをインストール又は使用しないでください。

お客様が本契約に規定する契約条件に同意しない場合、或はお客様が貴社を代表して行動し貴社を拘束する権利、権能及び権限をもっていない場合には、「同意します」ボタンをクリックせず、かつ、本ソフトウェアの全部若しくは一部をダウンロードし、インストールし、アクセスし、若しくは他の方法で複製又は使用しないでください。本ソフトウェアは本契約により利用許諾されるものであり、貴社に対して販売・譲渡するものではありません。弊社は、貴社が本契約に従う場合にのみ、本ソフトウェアをダウンロードし、インストールし、アクセスし、若しくは他の方法で複製若しくは使用することを貴社に許諾します。

本契約にご同意いただけない場合、弊社は、お客様に本ソフトウェアのご利用を許諾することはできません。

本契約にご同意いただけない場合には、お客様がダウンロードした本ソフトウェアを含む全てのファイルを速やかに破棄してください。

第１条（定義）

本契約に於いて使用する用語の意味は、次の通りとします。

(１) 本ソフトウェア

付録に記載するソフトウェアをいうものとし、その複製物を含むものとします。

(２) 本プログラム

本ソフトウェアに含まれるソースコード形式で提供されるプログラムをいい、許諾権利の行使に基づき作成されたあらゆる形式のプログラム及び本ツールプログラムによって生成されたプログラムを含むものとします。

(３) サンプルコード

本ソフトウェアの利用にあたってリファレンスとなるプログラム及びデータをいいます。

(４) 本プログラム等関連資料

本ソフトウェアに含まれるドキュメントをいいます。

(５) 本ツールプログラム

本ソフトウェアに含まれるコンピュータ上で動作させるプログラムをいいます。

(６) 利用ソフトウェアモジュール

本ツールプログラムに用いられている付録に記載のソフトウェアモジュールをいいます。

(７)対象製品

付録に記載する対象デバイスを搭載する、貴社が製造及び販売する車載用電子制御ユニット（ECU）をいいます。

第２条（使用許諾の範囲）

１．弊社は、貴社に対し、本契約に定める範囲で、本契約の有効期間中、本ソフトウェアについて、譲渡不能、非独占、再使用許諾不可で、以下の権利を許諾するものとします。

(１) 本ソフトウェアを貴社の管理・所有するコンピュータにインストールし、複製する権利

(２) 本プログラム及びサンプルコードを、使用、複製し、改変する権利

(３) 本プログラム及びサンプルコード（前号で改変されたものを含む）を実行形式に変換し、複製し、付録に規定する対象デバイスと組み合わせて実行し、対象製品に搭載したうえで第３条第６項の条件に従って頒布する権利

(４) 前三号の権利を行使するために合理的に必要な限度で、本プログラム等関連資料を記憶、転送、表示、複製又は印字し、使用する権利

(５) 本ツールプログラムを貴社の管理・所有するコンピュータにインストールし、前記(２)(３)の権利を行使する目的でのみ、使用及び複製する権利

２．貴社は、実行形式の本プログラム及びサンプルコードを対象製品（試作品等を含む）に搭載し、デモンストレーションなどの宣伝及び販売その他頒布することができるものとします。

３．付録に利用ソフトウェアモジュール名及びその利用条件が記載されている場合、当該利用ソフトウェアモジュールについては本契約の許諾条件は適用されず、付録に記載の利用条件が適用されるものとします。この場合、弊社は利用ソフトウェアモジュールについて本契約に基づき貴社に対し何らの権利も許諾するものではなく、貴社は、当該利用条件に基づき当該利用ソフトウェアモジュールを利用するものとします。加えて、貴社は、適用される法令の限りで弊社が利用ソフトウェアモジュールについて本契約に基づき一切の責任を負わないことを確認し、合意します。なお、付録に利用ソフトウェアモジュール名の記載がない場合には、貴社は、本ツールプログラムを本契約の許諾条件に基づき使用するものとします。

第３条（使用上の注意）

1. 貴社は、本ツールプログラムに対し、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルしてはならないものとします。

2. 貴社は、本ソフトウェアを、有償・無償を問わず、第２条第１項第３号の場合を除き第三者に開示又は提供する等、本契約に規定する使用許諾の範囲を越えて使用することはできません。貴社が本契約に規定する使用許諾の範囲を越えて本ソフトウェアを使用することを希望する場合は、別途、弊社との契約が必要となります。

3. 貴社は、本ソフトウェアを他のソフトウェアと同時に利用する場合、当該ソフトウェアの使用条件の拘束を受けて、本ソフトウェアが第三者への開示・再使用許諾等の対象とならないよう、必要な措置を講じなければならないものとします。

4. 貴社は、本ソフトウェアを複製する場合、それらに施されているのと同一の知的財産権に係る表示を行うものとし、当該表示を消去し、書換、追記又は改ざんしてはならないものとします。但し、本契約第２条第１項

第２号の規定に基づき貴社が改変した部分にかかる著作権その他の知的財産権は、貴社に帰属し、改変部分に係る貴社の権利表示を付加することができるものとします。貴社による改変は、本ソフトウェアに係る著作権その他の知的財産権の帰属に影響を与えるものではなく、本契約において明示的に貴社に許諾される権利以外の本ソフトウェア関する権利は弊社に留保されるものとします。

5. 貴社は、前項の規定にかかわらず、弊社又は他の本ソフトウェア利用者が、貴社と同等の改変を行ったことを知り得た場合であっても、弊社又は他の本ソフトウェア利用者に対し、貴社に帰属する改変部分に係る著作権・著作者人格権その他の知的財産権に基づく権利主張を一切おこなわないものとします。

6. 第２条第１項第３号に基づき、実行形式の本プログラム及びサンプルコードを対象製品に搭載したうえで対象製品の納入先に提供する場合、貴社は、当該本プログラム及びサンプルコードをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、改変、解析及び複製させないよう必要な処置を講ずる義務を負います。

7. 貴社は、本契約に従って貴社に与えられた権利及び義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは担保に供することはできません。

8. 弊社は本契約に明記されている以外のいかなる権利をも貴社に許諾するものではありません。

9. 本契約は、本ソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を貴社に移転するものではありません。

第４条（無保証及び第三者からの請求並びに補償）

１. 本ソフトウェアは現状有姿のまま貴社に提供されるものとします。弊社は、本ソフトウェアについて、貴社による改変の有無によらずその品質並びに性能の保証、及び第三者の所有する知的財産権その他の権利の非侵害保証を含む一切の保証をしないものとし、また貴社による本ソフトウェアの使用に起因して生じ得る一切の損害について、いかなる場合も損害賠償等の責任を負わないものとします。

２. 本契約に基づき貴社に許諾された権利の行使に関連して、貴社が貴社顧客その他の第三者から著作権その他の知的財産権の侵害その他を理由とする請求等を受けた場合であっても、弊社は当該請求等に関しいかなる責任も負わないものとします。貴社は、本ソフトウェアに関する権利の有効性、侵害又は侵害の恐れに係わる何らかの訴訟等の存在を知った時は、速やかにその旨を弊社に通知するものとします。

３. 貴社は、貴社による本ソフトウェアの使用又は本契約の違反に起因又は関連して生じる請求、訴訟、損害、責任、和解金、費用（弁護士費用その他の訴訟費用を含むがその限りでない）、及び請求権から、弊社及び弊社の子会社（その役員及び従業員を含む）並びにそのライセンサーを防御、免責するとともに、補償するものとします。

第５条（秘密保持）

1. 貴社は、本ソフトウェア及び弊社から開示されたこれらに関連する情報並びにそれらを使用したことにより知りえた情報（以下、秘密情報という）を善良な管理者の注意をもって秘密に保持し、弊社の事前の書面（電子メールを含むものとします）の同意を得ることなく第三者に開示してはなりません。

2. 第１項の規定にかかわらず、貴社は、既に本契約と同等の契約を弊社と締結している第三者に対し、第２条第１項に定める権利の行使のために合理的に必要な範囲内で、秘密情報を開示することができるものとします。ただし、貴社は、当該第三者に対し、本条に基づき貴社に課された秘密保持義務と同等の義務を課し、これを遵守させ、且つ当該第三者の義務の履行に関し一切の責任を負うものとします。

第６条（輸出関連法令及びその他の関連法令の遵守）

１．貴社は、本契約に基づき弊社から提供された情報・製品・ソフトウェア・関連技術及びそれらを使用して開発又は製造した製品・ソフトウェア・関連技術を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管及び使用等の目的、軍事用途の目的あるいはその他の国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる使用目的を有する者に販売、譲渡、輸出、賃貸又は使用許諾したり、またそのような目的に自ら使用したり、第三者に使用させたりしないこととします。

２．貴社は、前項に掲げる情報・製品・ソフトウェア・関連技術を輸出、販売、使用許諾等する際は、「外国為替及び外国貿易法」及びその関連法規並びに輸出先の輸出管理に関する法令及び規則に定められた必要な手続きを取るものとします。

３．貴社は、取引又はその他不適切な商業上の利益を獲得又は維持するために政府の職員を含むあらゆる者に直接又は間接的に価値ある物品を提供することを禁止する、米国の連邦海外腐敗行使防止法（FCPA）及び英国の贈収賄禁止法を含む贈賄防止法などの、本契約に基づく取引に適用される法令、規制、認可その他要件に従うことに合意するものとします。

第７条（本契約の解除）

１．貴社が次の各号のいずれかに該当した場合、弊社はいつでも本契約を解除することができるものとします。

(１) 本契約の規定に違反した場合

(２) 差押、仮差押、仮処分、強制執行手続開始、担保権実行手続開始、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があった場合、又は清算手続に入った場合

２．貴社又は弊社は、書面により事前に相手方に申し出ることにより、本契約を解除することができるものとします。

３．本契約が解除され又は終了した場合、貴社は直ちに本ソフトウェア及び弊社から開示されたこれらに関連する情報（複製物を含み、以下同様とします）を弊社宛に返送頂くか、完全に破棄、破砕したことを証する書面を弊社宛に送付するものとし、かつ以降一切本ソフトウェア及び弊社から開示されたこれらに関連する情報を使用してはならないものとします。

第８条（本契約の有効期間）

１． 本契約は、貴社が本契約所定の条件に合意した日から1年間とします。但し、期間満了の９０日前までに貴社又は弊社いずれからも本契約を終了する旨の意思表示がない場合には、更に１年間これを延長するものとし、以降期間満了毎この例によるものとします。

２． 前項に拘らず、本項、第２条第３項、第３条乃至第６条、第７条第３項、第９条第２項、第１０条及び第１１条の規定は、本契約終了後もなお引き続き効力を有するものとします。

第９条 (反社会的勢力(暴力団等)の排除)

１． 貴社が(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したとき、又は、同法第３２条の２の規定に反して事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させたときは、弊社は、何らの催告を要することなく、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

２． 弊社が、前項の規定により本契約の全部又は一部を解除し、貴社に損害が生じた場合であっても、弊社は一切賠償の責任を負わないものとします。

第１０条（一般条項）

１. 本契約の規定の一が無効又は適用されないと判断された場合であっても当該規定はその有効性を確保するために必要な範囲で効力を有し、本契約のその他の規定は引き続き効力を有するものとします。

２. 当事者の一方が、相手方による本契約の義務の履行を要求しなかったとしても、このことは、その後に当該義務又は他の義務の履行を要求する権利を放棄したとはみなされません。

３. 貴社及び弊社の関係は、独立した当事者としての関係を継続するものであり、本契約のいずれの規定も、貴社及び弊社間にパートナーシップ、ジョイントベンチャー、雇用、又は代理関係を創設するものではありません。いずれの当事者も、他方当事者を拘束するいかなる権限も有しません。

４. 本契約は、当事者間の完全なる合意を構成し、それに関連する本契約締結前のすべての協議及び合意に取って代わるものとします。本契約の改訂、変更又は追加は、書面により規定され、各当事者の正当に授権された代表者により記名、押印されない限り、有効とはならず当事者を拘束しません。

５. 貴社が米国政府であり、又は米国政府を代理して若しくはその政府機関として本契約を締結する場合、本ソフトウェアは「商用コンピュータソフトウェア」又は「商用コンピュータソフトウェア関連文書」として取り扱われ、FAR 12.212又はDFARS 227.7202（該当する法令がある場合その後継法令を含む）に従い、本ソフトウェアの使用、複製及び頒布は本契約の条項に基づくものとします。

６. 本契約に規定する各当事者の権利及び救済手段は排他的なものではなく、本契約締結時点又は将来的に本契約に適用される法令又は衡平法に基づく権利及び救済手段に加えて提供されるものです。貴社は、第２条、第３条及び第５条に規定される合意事項が合理的でかつ弊社の正当な利益を守るために必要であること、弊社は当該合意事項がなければ本契約に合意しないこと、及び、貴社による当該合意の違反又は違反のおそれが、弊社に回復できない損害を与え弊社の重大な権利を侵害することに繋がり、かつその損害や侵害を推定又は算定することが極めて難しく、そのため法律に基づく救済や金銭的損害賠償では不十分となる可能性があることを確認するものとします。そのため、貴社は、弊社が保証金又は担保を提供することなく管轄権を有するあらゆる裁判所に本契約の違反又は違反のおそれがある場合に差止命令その他弊社が妥当と考える救済を請求する権利を有することに合意するものとします。この権利は、法令又は衡平法上認められたその他の権利に追加的に弊社に認められます。

第１１条（準拠法及び裁判管轄）

本契約の準拠法は日本法（ただし法の抵触に関するルールは適用しないものとします。）とし、本契約に起因する全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

付録

＜対象デバイス＞

RH850/F1Kマイクロコントローラ

RH850/F1KMマイクロコントローラ

RH850/F1KHマイクロコントローラ

＜本ソフトウェア＞

RH850/F1K AUTOSAR R4.2.2 MCAL

RH850/F1KM AUTOSAR R4.2.2 MCAL

RH850F1KH AUTOSAR R4.2.2 MCAL

＜利用ソフトウェアモジュール＞

No.	名称	利用条件
1.	PAN Library （http://www.cpan.org/） Data::Dumper File::Path File::Temp Win32::AbsPath XML::Simple	http://dev.perl.org/licenses/artistic.html